受取利息	△ 6,500		
受取配当金	△ 400,000		
有価証券利息	△ 18,092,145		
雑益	△ 42,689,346		
貸倒引当金戻入益	△ 5,790,000		
償却債権取立益	△ 9,322,301	△ 2,748,374,769	
業務費用合計			4,709,592,540
Ⅱ　損益外減価償却相当額			456,087,848
Ⅲ　損益外除売却差額相当額			86,500
Ⅳ　引当外賞与見積額			△ 1,980,077
Ⅴ　引当外退職給付増加見積額			286,531
Ⅵ　機会費用			
政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用			0
Ⅶ　（控除）法人税等及び国庫納付額			△ 3,800,000
Ⅷ　行政サービス実施コスト			5,160,273,342

重　要　な　会　計　方　針

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成27年１月27日改訂）並びに「独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関するＱ＆Ａ」（平成28年２月改訂）（以下、独立行政法人会計基準等という）を適用して、財務諸表等を作成しております。

ただし、「独立行政法人会計基準」第43（注解39）の規定については、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」の附則第８条により経過措置を適用していることから、経過措置終了まで現行セグメント区分に基づくセグメント情報の開示を行っております。

また、「独立行政法人会計基準」第81（注解60、注解61）の規定については、経過措置を適用していることから、改訂前の第81（注解60）を適用しております。

１．運営費交付金収益の計上基準

収益化単位の業務及び管理部門の活動ごとに、見積り費用と実績費用の管理体制を構築することに一定の期間を要するため、経過措置を適用し、費用進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　５～18年

車両運搬具　５年

工具器具備品　２～15年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、法人内利用におけるソフトウェアについては、法人における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑶　リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を０とする定額法によっております。

３．引当金等の計上基準

⑴　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

①　一般債権

貸倒実績率法によっております。

②　貸倒懸念債権及び破産更生債権等

財務内容評価法によっております。

⑵　賞与引当金

職員の賞与の支給に備えるため、運営費交付金により財源措置がなされている部分を除く支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の引当外賞与見積額を控除して計算しております。

⑶　保証債務損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

職員の退職給付に備えるため、運営費交付金により財源措置がなされる部分を除き、当該事業年度末における退職一時金について、簡便法の採用により、当該事業年度末における期末要支給額を計上しております。

当法人は確定給付型の制度として、退職一時金制度及び厚生年金基金制度を設けております。

当法人は総合設立型の複数事業主制度である厚生年金基金制度に加入しております。当該厚生年金基金制度は、当法人の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、確定拠出制度と同様に会計処理しています。確定拠出制度と同様に会計処理する複数事業主制度の厚生年金基金への要拠出額は２百万円であります。

⑴　制度全体の積立状況に関する事項（平成27年３月31日現在）

年金資産の額	735,622百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	729,355百万円
差引額	6,267百万円

⑵　制度全体に占める当法人の掛金拠出割合（平成27年３月分）

0.02512％

⑶　補足説明

上記⑴の差引額の主な要因は、別途積立金6,267百万円であります。

また、平成27年４月に代行部分の将来分返上の認可を受け、同年４月及び11月に最低責任準備金相当額の一部420,000百万円を前納しております。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、運営費交付金により財源措置がなされる部分について、会計基準第38に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

５．有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　関係会社株式

払い出し価格は移動平均法によっております。

期末日の評価については、取得価額と持分額を比較して、いずれか低い方で評価する方法によっております。

⑵　その他有価証券

①　時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

②　時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。